

議会基本条例案に対する意見等の内容及び意見等に対する市議会の見解

| ご意見等の要旨 | 市議会の見解 |
|--|--|
| <p>「議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を年1回以上開催し、議会運営に反映します。」となっているが、通常何回ぐらいを考えているか。</p> | <p>議会報告会は、単に議会の結果を報告する場ではなく、市政全般について市民と意見交換を行う場にしたいと考えています。年1回以上開催すると規定していますが、具体的な回数については、報告会の内容とあわせて、今後検討していく予定です。</p> |
| <p>「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めます。」は具体的にどういうことを考えているか。</p> | <p>議会広報紙「市議会だより」は議会の活動や審議結果、議案に対する各議員の賛否態度などを広く市民にお知らせする手段として大きな役割を果たしていますが、議会をより身近に感じていただき、理解を深めていただけるよう、あわせてFM放送による本会議の生中継、市議会ホームページでの本会議ならびに委員会の録画配信等による広報に努めます。</p> |
| <p>市民が議会基本条例案を多角的に検証するための資料がなく、この案が立案された経緯、また具体的な論点が分かりづらい。なお1月に議会基本条例を考えるための江藤俊昭氏の講演を開催されたが、その時の講演録なり内容がわかるものがない。また議会基本条例を検討する委員会の議事録も残っていない。</p> <p>このように「議会基本条例」にむけての議論が十分に市民に開示されているとはいえない状況のなか、「開かれた議会」を謳った当条例を制定するという自体、矛盾している。</p> <p>条例が議会と市民と行政のあり方を示している以上、もっと市民と十分な議論の上で制定されることが望ましいと思うので、条例の説明会などを開いて市民と議論がなされた上で制定していただきたい。</p> | <p>講演会やパブリックコメントのみでは市民と十分議論したとは言えませんが、この議会基本条例は、これまで積み重ねてきた改革を確かなものとするとともに、議会が担うべき役割を明らかにし、議会及び議員の活動に関する基本事項や方向性を定めようとするものです。</p> <p>今後、この条例の内容について市議会だより等で市民にお知らせするとともに、市民の意見や社会情勢の変化などを十分に勘案し、この条例の目的が達成されているか不断に検証を行いながら、よりよい議会となるよう努めてまいります。</p> |